



埼玉県報

第 2 2 9 4 号
平成23年6月10日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(秩父地域振興センター\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [中条星宮土地改良区役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [平成23年度ねぎの作付実態調査事業業務委託に関する契約の相手方等の公示\(生産振興課\)](#)
- [県営土地改良事業幸手領・権現堂地区\(農業用水施設の変更\)計画の決定及び計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [土木積算システム維持管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(建設管理課\)](#)
- [第5次土木積算システムサーバ賃貸借に関する落札者等の公示\(建設管理課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [県道皆野両神荒川線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道両神小鹿野線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターガンカメラシステム一式に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [安戸・田宮土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成23年6月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民後見かわぐち
- 三 代表者の氏名
藤生 互良
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市仲町十四番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉地区においてボランティア精神を基本とした市民後見人が中心となり、高齢者・障害者等の「個人の尊重」と「自己決定」が可能な身上監護に重点をおいた後見業務を行う事により福祉の増進に寄与する。

告 示

埼玉県告示第六百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人坂戸市学童保育の会
- 三 代表者の氏名
照井 浩二
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市大字新堀二二八番地
- 五 定款に記載された目的
この会は、会員相互の助け合いによる運営のもと、昼間労働等によって父母等が家庭にいないことにより保育が必要とされる小学校児童に対して、豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことを通じて、父母等が安心して働き、生活できる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森
- 三 代表者の氏名
山口 芳夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市荒川上田野七百七十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、森林の恵みを受ける清流荒川・上下流域の連携によって秩父及びその周辺地域における森林機能の向上、温暖化防止施策・資源の有効活用を行うために森林の維持管理・活用・環境緑化等に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百九十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 リットル	1 1 A 0 4 7 5 5 3	三十	船舶	平成二十二年十一月一日
	1 1 A 0 4 7 5 8 2			平成二十三年四月三十日
一 リットル	1 1 C 0 6 5 8 2 2	十五	船舶	平成二十二年十一月一日
	1 1 C 0 6 5 8 3 6			平成二十三年四月三十日
五 リットル	1 1 F 0 1 6 9 1 5	四	船舶	平成二十二年十一月一日
	1 1 F 0 1 6 9 1 8			平成二十三年四月三十日
一 リットル	1 1 G 0 5 6 3 7 6	五	船舶	平成二十二年十一月一日
	1 1 G 0 5 6 3 8 0			平成二十三年四月三十日
二 リットル	1 1 H 0 1 8 8 4 4	十	船舶	平成二十二年十一月一日
	1 1 H 0 1 8 8 5 3			平成二十三年四月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

茨城県東茨城郡大洗町港中央十二 五

株式会社茨城ポートオーソリティ

免税証を交付した事務所

亡失年月日

埼玉県春日部県税事務所

平成二十三年三月十一日

告 示

埼玉県告示第六百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会

三 代表者の氏名

三 浦 雅 光

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目六百四十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の学習者に対し、生涯学習に必要な情報提供や学習要求を満たす学習内容を提供する教育活動に関する事業を行い、すべての学習者の学習行動に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライファシストFamiliish

三 代表者の氏名

宮 澤 厚 志

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区五関四百六十三 一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム東松山店

埼玉県東松山市大字石橋千五百八十五 一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トシテムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月十二日

二 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松佳ビル

埼玉県本庄市本庄二丁目三番地六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トシテムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月十二日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム上尾店

埼玉県上尾市大字上字堤下三百五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）トステムビバ上尾店

（変更後）ビバホーム上尾店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社ＬＩＸＩＬビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月十二日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

埼玉県加須市下高柳一丁目七番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トシテムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トシテムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月二十六日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム草加店

埼玉県草加市谷塚仲町四百八十八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）トステムビバ草加店

（変更後）ビバホーム草加店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十三年四月一日

二 届出年月日

平成二十三年五月二十六日

ニ 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年十月十一日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上尾小敷谷店舗計画

埼玉県上尾市大字小敷谷字原通八百九 一外十二筆

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

道路をはさんだ北東側敷地に（仮称）西上尾ショッピングセンターの建設計画があり、既にその計画概要書が埼玉県商業支援課宛に提出されています。（仮称）上尾小敷谷店舗計画の「地元説明会」で交通に関する事項の説明がありました。見込んだものとは感じられませんでした。（仮称）西上尾ショッピングセンターは、二一五〇台の駐車場を持つ大きな商業施設で、交通量が大きく変化すると考えられます。二一五〇台の駐車場へ向かう交通量を加算して交差点需要率を再計算していただき、円滑な交通処理が可能であるかお示し願います。

埼玉県の『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』また『上尾市商業の振興に関する基本条例』に基づき、まちづくりへの協力や上尾商工会議所・地域商店街へ加入をして、地域を構成する事業者の一員であることを自覚していただきたいと考えます。

二 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県中央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七七七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中条星宮土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 島 昌 男	埼玉県熊谷市上中条四百二十一番地

告 示

埼玉県告示第七百八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
平成23年度ねぎの作付実態調査事業業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県農林部生産振興課野菜担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年5月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
埼玉県土地改良事業団体連合会 埼玉県熊谷市籠原南2丁目83番地
- 5 契約金額
39,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業幸手領・権現堂地区（農業用水施設の変更）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十三年六月十三日から

平成二十三年七月十一日まで

二 縦覧場所

幸手市役所、杉戸町役場及び春日部市役所

告 示

埼玉県告示第七百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
土木積算システム維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
41,699,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
第5次土木積算システムサーバ賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年5月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
28,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年3月25日

告 示

埼玉県告示第七百十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目二千九百九十六番地

北田 道敏

二 指定年月日

平成二十三年五月十九日

告 示

埼玉県告示第七百二十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目二千九百九十六番地

北田 織

二 取消年月日

平成二十三年五月十四日

告示

埼玉県告示第七百十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号

社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

二 取消年月日

平成二十三年五月三十一日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
	秩父郡皆野町大字国神字関谷 六五〇番二地先から同郡同町 大字大渊字関口一六番二地先 まで		区 間
二〇・五六 八・〇〇 ｝	二〇・五六 八・〇〇 ｝	一五・五〇 八・〇〇 ｝	敷地の幅員 (メートル)
一八四・三〇	一七三・〇五		延 長 (メートル)
	架換えのための一時的な代替路。	整備工事 新Bは、橋りょうの 地方特定道路(改築)	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日陰八三六三番一地先まで	秩父郡小鹿野町両神薄字日陰 八三六六番四地先から同町字	区 間
二二・〇〇	九・八〇	敷地の幅員 (メートル)
五六・八〇	四・五〇 九・五〇	延長 (メートル)
整備工事	地方特定道路(維持)	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年二月一日

指令川建セ第二二 一三二 号

二 検査済証番号

平成二十三年六月六日

川建セ第二三 一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字本沢字高道一六五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字鯨井一五三番地四（プリムローズ 一 号室）

石川 憲一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年一月十二日

指令川建セ第二二〇一三四〇号

二 検査済証番号

平成二十三年六月七日

川建セ第二三〇〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字夏目台一七二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼一七二番地一

齋藤 仁作

告 示

埼玉県病院事業告示第十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年六月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ガンマカメラシステム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年11月30日（水）まで

(4) 納入場所

埼玉県立小児医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約事務に関する問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 3 - 3

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 数藤(すどう)・原田

電話048 - 830 - 5985 (直通) ファクシミリ048 - 830 - 4905

- (2) 仕様に関する問い合わせ先

〒339 - 8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター業務部 増田

電話048 - 758 - 1111 ファクシミリ048 - 758 - 1818

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札説明会

なし

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月22日(金)午後2時まで

なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年7月22日(金)午後2時までに当担当に申し出ること。

その場合、入札書の書面提出を承認するので、平成23年7月22日(金)午後5時までに紙媒体の入札書を当担当に持参すること。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月21日(木)午後5時まで(必着)。ただし、上記アのなお書きの場合は、この限りでない。

なお、郵送の場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成23年7月22日(金)午後3時

なお、停電の影響で、開札日時を延期することがある。

なお、開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年7月1日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

なお、停電の影響で電子入札システムへの接続ができない場合は、平成23年7月1日（金）午後5時までに当担当に申し出ること。

その場合、書面提出を承認するので、平成23年7月4日（月）午前11時までに紙媒体の書類を当担当に持参すること。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ、郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと（上記アのなお書きの場合は、この限りでない。）。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年6月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gamma Camera system

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m., July 22, 2011 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 21, 2011)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県選管告示第八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 健寿会 介護老人福祉施設 さいたましあ わせの里	さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺 一一五三番地一
老人ホーム	社会福祉法人 かつみ会 特別養護老人ホーム エンゼルの 丘	深谷市今泉六二五番地

告 示

埼玉県選管告示第八十一号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五条第一項の規定に基づき、安戸・田宮土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成二十三年六月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

杉戸町選挙管理委員会

告示

埼玉県選管告示第八十二号

平成二十三年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年六月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一六、九七五人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四一、四五二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六四、七四〇人
南第二区	一三四、四一人
南第三区	二二、九四四人
南第四区	三七、五六八人
南第五区	二九、九五九人
南第六区	四二、一五七人
南第七区	二五、七一人
南第八区	二五、二七八人
南第九区	三九、二四六人
南第十区	四六、五四二人
南第十一区	二九、四六八人

南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
南第二十三区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区

三〇、五六四人
六一、〇七九人
三一、七八一人
一九、一七九人
三〇、四三〇人
一九、一八四人
四三、一三一人
一九、四九一人
三一、八六一人
一六、六四九人
三四、三七四人
二〇、七四一人
九三、二一三人
四〇、六〇八人
二二、六六八人
四三、一一七人
一五、五八一人
二八、八六九人
二三、四三四人
九二、四五三人
一五、六八四人
一三、六〇七人
二七、二三八人
一八、七九〇人
一一、〇二五人
二四、二三〇人
二七、二二二人
一八、六一九人
一一、五〇三人
一五、二四六人
二一、五二四人
四九、二六二人
五五、三四五人
二三、六五一人

東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一五、三一九人
一八、六五五人
一五、三五五人
一九、三八九人
一七、六三一人
二八、七八〇人
五五、二五六人
八七、七六一人
二一、七三四人
三五、八一一人
一七、四七七人
一五、〇六九人
三一、五八四人
一七、三〇七人

